

# タイ初等中等教員に求められる倫理の特質

— 他の専門職倫理規程との比較分析 —

牧 貴 愛

(2006年10月5日受理)

The Quality of Ethics Required for Primary and Secondary Teachers in Thailand:  
A Comparative Analysis of the Code of Ethics for Teachers and Other Professions

Takayoshi Maki

Article 81 of the Constitution of the Kingdom of Thailand revised in 1997 stipulates the necessity of formulating an educational law for national educational development and enhancing the teachers' professional development. Based on this provision, Teachers and Educational Personnel Council Act was eventually promulgated in 2003 and the newly-established license system for educational professionals together with standards for the educational professions and the code of ethics came into being. In the requirements of the license, three positive qualifications and three prohibited characteristics were specified. Considering these factors, the high level of ethics was more emphasized than mere knowledge and teaching techniques.

This study aims to clarify the quality of ethics required for teachers through comparing the differences of the code of ethics of educational professions with those for other traditional professions, such as lawyer and medical doctors. This study also examines the objectives, authorities and powers and duties of each profession and the composition of their ethics committees to identify the nature of the organization as well as the nature of their code of ethics.

Consequently, professionalism and autonomy of teachers' organization and their code of ethics seem to be relatively immature. However, teachers are required to be a living example with high morality and to be an active leader in preserving and developing the traditional culture and the local wisdom in their community. In short, the quality of ethics required for teachers should go beyond the classroom or school and extend to the community. In a sense, teachers are required to have more sophisticated ethics than the other traditional professions.

Key words: Thailand, primary and secondary teachers, code of ethics, professions

キーワード：タイ、初等中等教員、倫理規程、専門職

---

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査員により審査を受けた。

審査委員：大塚 豊（主任指導教員）、二宮 皓、

岡東 壽隆

## はじめに

タイでは、1992年の軍事政権の崩壊以降、民主的な国家形成を目指した諸改革が進行している<sup>1)</sup>。とくに、教育分野に関しては、「教育に重点をおいた憲法<sup>2)</sup>」として知られる「仏暦2540（西暦1997）年タイ王国憲法<sup>3)</sup>」第81条において、教育振興のための法整備ならびに専門職としての教員の発達を図ることが盛り込まれた。同第81条を受けて、1999年には、国家の教育の根本理念を明示した「仏暦2542（西暦1999）年国家教育法（以下、「国教法」と略記<sup>4)</sup>」が制定された<sup>5)</sup>。「国教法」に盛り込まれた諸規定には、1950年代末に始まる開発体制以降、国民統合の手段としての学校教育の量的拡大から学校教育の質的向上への移行という大きな変化が見られる<sup>6)</sup>。「国教法」に盛り込まれた規定のうち、教育の質的向上に関わるものには、第4章（国の教育方針）第27条の基礎教育の方法・内容に関わるカリキュラムの制定に関する規定<sup>7)</sup>、第6章（教育の基準と質の保証）第47条～第51条の「教育の質の保証制度<sup>8)</sup>」の新設に関する諸規定、第7章（教員・大学教授・教育職員）第53条の教育専門職の免許制度の新設、教育専門職基準および倫理規程の制定を求めた規定ならびにその実施主体として、教員・教育職員審議会の設置を定めた規定がある。とくに、第7章において、従来、教員を指す「khru」に代わり、専門職を意味する「wichachip」と「khru」を組み合わせた「wichachipkhru（専門職としての教員）」が用いられたことは、教育の質的向上には、質の高い教員、すなわち専門職としての教員が不可欠であるとの認識が端的に表れていると言える<sup>9)</sup>。

2003年6月11日には、「国教法」第53条を受けて、「仏暦2546（西暦2003）年教員・教育職員審議会法（以下、「教審法（2003年版）」と略記<sup>10)</sup>」が制定され、免許制度が創設された。とくに、教員免許状の要件として、従来からあった「学士号の所持、18単位以上の教職科目の履修、そして1学期（4ヶ月－16週間）以上の教育実習の修了<sup>11)</sup>」という教員採用試験の受験資格に代わって、「教審法」第44条において、以下の要件が規定されたことは大きな変化であると言える。それらの要件は、(1) 満20歳以上であること、(2) 教員・教育職員審議会が認定した教育学系の学位ないしは資格を有すること、(3) 1年以上の教育実習経験があること、といった積極的要件とともに、(1) 倫理面において欠陥のないこと、(2) 禁治産者でないこと、(3) 禁固等に処せられたことのないこと、といった消極的要件も含まれている。さらに、「教審法」第49条において、「教育専門職の知識・経験に関する基準」、「教育専門職の

職務遂行の基準」、「教育専門職倫理規程」から構成される「教育専門職基準および倫理規程」を制定することが盛り込まれた。これを受けて、2005年9月5日には、「仏暦2548（西暦2005）年教育専門職の基準および倫理規程に関する教員・教育職員審議会規則<sup>12)</sup>」が制定された。以上の変化を勘案すると、専門職としての教員は、体系化された知識・技術としての専門性のみならず、倫理面において高度な要求を課されることとなったと見ることができる<sup>13)</sup>。

本稿では、社会の中で既に確立している伝統的な専門職である弁護士、医療専門職と、いわば新興の専門職としての教員との比較対照を行うことによって、教員に求められる人間性なかんづく倫理の特質や構造を解明することを試みる。具体的には、まず、教育専門職、弁護士、医療専門職が遵守すべき倫理規程を制定する組織を対照し、制定組織の性質を明確化する。次に、より具体的に各倫理規程に盛り込まれた内容の比較を行い、教員に求められる倫理の特質を浮き彫りにする<sup>14)</sup>。

なお、本稿において分析対象とする各倫理規程は、それぞれ「教育専門職倫理規程（2005年版）」、「仏暦2529（西暦1986）年弁護士の職業倫理に関する弁護士審議会規則（以下、「弁護士倫理規程（1986年版）」と略記<sup>15)</sup>」、「仏暦2545（西暦2002）年医師が遵守すべき倫理に関する医師審議会規則（以下、「医療専門職倫理規程（2002年版）」と略記<sup>16)</sup>」である。

## 1. 制定組織と倫理規程の性質

従来の専門職論には、英米型、ドイツ型の2つの系譜が存在するとされる<sup>17)</sup>。これら2つの専門職論には、国家と専門職組織との関係、換言すれば専門職組織の自律性において違いが見られる。すなわち、英米型の場合は、「閉鎖的・自律的組織<sup>18)</sup>」であるのに対して、ドイツ型の場合は、「自分たちの組織・国家官僚・高等教育機関との三者の一定の流動性ある相互作用のほうを望んだ<sup>19)</sup>」とされ、国家との関わりを保った他律的組織であると言える。翻って、本稿の対象であるタイでは、いかなる性質を有する組織によって倫理規程が制定されたのであろうか。上述した3つの倫理規程を制定する組織の設置法<sup>20)</sup>、前身組織、目的、権限・義務、倫理規程、倫理規程委員会の構成員ならびに制定手続を対照したものが、表1である<sup>21)</sup>。

3つの規程の対照から、次の5点が明らかになる。第1に、設置法の名称からは、いずれの組織も国会の審議を経て、国王裁可の手続きによって成立した法律（Phararachbanyat）に基づいて設置されていること

である。つまり、同業者による自主的な組織というよりも、国によって作られた組織なのである。また、それぞれの設置法第3条からは、前身組織である教員審議会は、「仏暦2488（西暦1945）年教員審議会法」に基づいて、カリキュラム、教科書、教材などについての教育省への答申、教員の倫理遵守の徹底、教員の福利厚生、教員の能力開発などの目的（同法第7条）の実施主体として設置されたことが分かる<sup>22)</sup>。法律家協

会は、「仏暦2507（西暦1964）年法律家協会法」に基づいて、法曹教育の促進、法曹倫理の監督、構成員の協働・威信維持の促進の目的（同法第4条）の実施主体として設置された。医師審議会も同様に、「仏暦2511（西暦1968）年医師審議会法」によって設置されたものであり、いずれの組織も国の機関としての性質を共通に有していると言える。

第2に、組織の目的を見ると、教員・教育職員審議

表1 倫理規程制定組織対照表

組織	教員・教育職員審議会	弁護士審議会	医師審議会
設置法	「仏暦 2546(西暦 2003)年教員・教育職員審議会法」(Phararachbanyatkhrulae bukhargnthankansuksa Pho. So. 2546.)	「仏暦 2528(西暦 1985)年 弁護士法」(Phararachbanyat thanaikhwam Pho. So. 2528.)	「仏暦 2525(西暦 1982)年医療専門職法」(Phararachbanyatwichachipwetkam Pho. So. 2525.)
前身組織	前身の教員審議会を再編。	法律家協会から権限・義務を委譲。	前身の医師審議会を再編。
目的	①教育専門職基準の制定、免許状の発行・取上げ、教育専門職基準・倫理規程の遵守徹底ならびに専門職発達の支援。 ②教育専門職の発達に関する計画・施策の制定。 ③教育専門職に関する教育・研究の調整・促進。 ④教育専門職の福利厚生、その他の権利ならびに身分保障の向上。 ⑤教育専門職の協働の促進。 ⑥教育の管理・運営に必要な教材・教具等の支援。 ⑦教育専門職の福利厚生、威信維持に関する教育・調査の促進。	①法曹教育の促進。 ②法曹倫理規程遵守の監督。 ③構成員の協働・威信維持の促進。 ④構成員の福利厚生への運営促進。 ⑤全国民の法律理解の支援、助言、普及。	①倫理規程遵守の監督。 ②医療に関する教育・研究の促進。 ③構成員の協働・威信維持の促進。 ④全国民およびその他の組織の医療・公衆衛生に関する理解の支援、助言、普及。 ⑤医療・公衆衛生に関する政府への具申。 ⑥医療専門職の代表であること。
権限・義務	①教育専門職基準・倫理規程の制定。 ②教育専門職基準・倫理規程遵守の監督。 ③免許状の発行。 ④免許状の取上げ。 ⑤専門職発達の支援。 ⑥教育専門職の報奨と威信維持の支援・促進。 ⑦教育機関の認定。 ⑧教育専門職の知識・経験の認定。 ⑨教育専門職に関する教育・研究の促進。 ⑩教育専門職の代表であること。 ⑪教員・教育職員審議会規則の制定。 ⑫教育専門職に関する内閣の施策の検討。 ⑬教育専門職に関する省令の審議。 ⑭教育・教育職員審議会内の委員会設置。 ⑮教員・教育職員審議会の目的遂行のための様々な活動。	①免許状申請の登録および免許状の発行。 ②弁護士審議会の目的遂行のための活動。 ③目的遂行のための審議会の運営。 ④目的遂行のための小委員会の設置。 ⑤諸規則の制定。 (1) 構成員の入退会に関する規則。 (2) 会費等に関する規則。 (3) 審議会の移転に関する規則。 (4) 委員会、小委員会の会議に関する規則。 (5) その他の目的遂行に関連する、任免、監督、倫理、職員の解雇などに関する規則。	①免許状申請の登録。 ②免許状の発行・取上げ。 ③教育機関の学位、証明書認定。 ④教育課程の認定。 ⑤養成課程の資格認定。 ⑥各種証明書の発行。 ⑦目的遂行のための審議会の運営。 ⑧目的遂行のための小委員会の設置。 ⑨諸規則の制定。 (1) 構成員の要件に関する規則。 (2) 疾病に関する規則。 (3) 会費等に関する規則。 (4) 委員会の任免に関する規則。 (5) 免許状の種類および申請の登録・発行に関する規則。 (6) 各種証明書に関する規則。 (7) 倫理の遵守に関する規則。 (8) 委員会、小委員会の会議に関する規則。 (9) 養成機関の設置、運営、指定に関する規則。 (10) 医療専門職の基礎的要件に関する規則。 (11) その他の目的遂行に関する規則。
倫理規程委員会構成員	教育省基礎教育委員会事務局長1名 教育省職業教育委員会事務局長1名 教育省教育公務員人事院1名 有識者4名 大学教授2名 教員、教育職員6名 (計15名)	法務省代表1名 法律家協会代表1名 弁護士9名以上23名以内 (計11から25名)	公衆衛生省副大臣1名 医療局長1名 衛生局長1名 陸軍または空軍医療局長1名 警察医療局長1名 医学部長1名 医科大学長1名 医師7名 (計14名)
制定手続	教育大臣の承認が必要。	法務大臣の承認が必要。	公衆衛生大臣の承認が必要。

出典) 関連法規を参考に筆者作成。

会は、他の2つの組織に比べて、全国民へのそれぞれの分野の理解に努めるという点が含まれていない。確かに、3つの組織に共通して、倫理規程の遵守、専門職に関する教育・研究の推進、構成員の福利厚生の上、職業威信の維持に関する項目は明記されているが、社会からの信頼の基盤となる全国民の当該分野についての理解の促進に関わる項目は明記されていない。つまり、社会からの信頼に大きく依拠する専門職として、職業威信の維持の基盤となる当該分野の理解の促進を目的として明記していない点において、教員・教育職員審議会は、専門職組織としては、未成熟であると言える<sup>23)</sup>。

第3に、組織の権限・義務については、免許状に関わる規定、倫理規程などの規則の制定に関する規定に加えて、専門家の育成に関わる規定が3つの規程に共通して盛り込まれている。ただし、教員の免許状に関しては、冒頭に述べたように、2003年に新しく導入されたものである。つまり、専門家の能力を担保する免許状の導入が、他の2つの組織に比べ、少なくとも20年ほど遅れていることは、専門職組織としての制度化の遅れや自律性の弱さを示していると思われる。

第4に、倫理規程委員会の構成を見ると、教員・教育職員審議会は、他の2つの組織に比べて、教育に直接関係する管轄省の副大臣、局長、実務に従事する教員、弁護士、医師などの専門家以外に有識者が4名含まれている。加えて、弁護士審議会ならびに医療専門職審議会には、実務に直接従事する弁護士や医療専門職が、過半数ないしはそれ以上含まれているのに比べて教員・教育職員審議会は、15名の過半数に満たない教員、教育職員数しか含まれていない。つまり、教員・教育職員審議会は、相対的に自律性が低い組織であると見ることができる。

第5に、倫理規程の制定手続きを見ると、三者とも管轄省の大臣の承認が必要であることが分かる。つまり、タイの倫理規程は、総じて同業者による自主的制定というよりも、国により制定された法規としての性質が強いのである。また、上述した従来の英米型、ドイツ型の専門職論の類型に当てはめて考えると、タイの場合は遅れて近代化を開始し、国家主導により組織化が進められたため、結果的に他律的組織というドイツ型に近い専門職論の系譜に位置づけられるように思われる。

## 2. 倫理規程の比較分析

以上述べてきたように、国による制定法規という性質を有する3つの倫理規程であるが、教員に求められる倫理の特質をより明確にするために、3規程の具体

的中身を比較したものが次の表2である<sup>24)</sup>。

比較対照からは、次のような特徴が明らかになる。第1に、条項数が大きく異なることである。教育専門職は、9項目であるのに対して、弁護士は2倍弱の17項目、医療専門職は6倍弱の52項目にわたって規定されていることである。後述するように、条項数が多いことは、実務に直接関わる事柄に関して、詳細な内容が盛り込まれていることを表し、他方、条項数が少ないことは、一般的な事柄が包括的に盛り込まれていることを表している。つまり、教育専門職の倫理規程は、他の2つに比べて、倫理の具体的な判断基準としての機能は有しておらず、専門職の倫理規程としては十分に整っていないということである。例えば、全米教育協会（NEA）と日教組の倫理綱領の比較を行った安井氏は、日教組倫理綱領に対して、「何が『違反』なのかを判断できない綱領は残念ながら単なるお題目、つまり空文にすぎない」と指摘する<sup>25)</sup>。法律と特定団体の綱領という性格の違いはあるにせよ、タイの教育専門職倫理規程の場合も、判断基準となりえず曖昧であるという点において、日教組倫理綱領に見られる弱点を共有している。

第2に、自己に求める内容からは、医療専門職は、国家の法律を公正に尊重することが求められているのに対して、教育専門職は、学問、経済、社会の発展に自己研鑽を積むことによって対応することが求められていることである。つまり、教育専門職は、既存の社会規範に甘んじることなく、常に社会の変化に対応することが求められているのである。

第3に、職業との関わりにおいて求められる内容からは、弁護士ならびに医療専門職は、名誉や職業的威信という専門職に対する社会の評価を重視しているのに対して、教員は、職業を愛し、よき団体の構成員であることが求められていることである。つまり、教育専門職は、社会からの評価を第一義的に考えるのではなく、まず従事する職業を愛することが求められているのである。

第4に、同僚との関わりにおいて求められる内容には、3規程に共通して、同僚を支援することが盛り込まれている。その上で、弁護士は、値段を競り合わないこと、医療専門職は、同僚（同業者）に危害を加えたり、患者を引き抜き自分の患者にしたりしないことが盛り込まれているのに対し、教育専門職は、能力主義制を確立し、協働性を高めることによって、同僚を効果的に支援することが明記されている。つまり、教育専門職は、能力主義の確立と同僚との協働という、場合によっては相反する目標の両立を求められているのである。

表2 倫理綱領対照表

教育専門職倫理規程(2005年版)	弁護士倫理規程(1986年版)	医療専門職倫理規程(2002年版)
<p>●自己に求める内容 1:教育専門職は、学問、経済、社会、政治の発展に対応するため、常に専門分野、人格及び洞察力の各面で自己研鑽に努めること。</p> <p>●職業との関わりにおいて求められる内容 2:教育専門職は、職業を愛し、信奉し、職業に対して忠実であること。また関係団体の良き構成員であること。</p> <p>●同僚との関わりにおいて求められる内容 3:教育専門職は、職場の中で能力主義制を確立し、協働性を高めることによって、同僚と効果的に支援、協力し合うこと。</p> <p>●教育の受益者との関わりにおいて求められる内容 4:教育専門職は、等しく、児童・生徒および教育の受益者を受し、慈しみ、親身に協力し、支援し、励ますこと。 5:教育専門職は、誠意をもって、児童・生徒および教育の受益者の能力の限り、学び、技術、人格の形成を支援すること。 6:教育専門職は、品行の标本であり、心身、言葉遣いが良いこと。 7:教育専門職は、児童・生徒および教育の受益者の心身、知能の発達および社会環境に逆行しないこと。 8:教育専門職は、誠心誠意、等しくサービスを提供し、法に反し職位を利用した利益の授受を行わないこと。</p> <p>●社会との関わりにおいて求められる内容 9:教育専門職は、経済、社会、伝統文化、伝統的な知恵、環境、公益の保護や発展に率先して取り組むこと。また国王を元首とする民主主義を保持すること。</p>	<p>●自己に求める内容 該当なし</p> <p>●職業との関わりにおいて求められる内容 1:弁護士は、職務に従事する間、倫理に反することや弁護士の名誉を汚すことを行わないこと。</p> <p>●同僚および訴訟関係者との関わりにおいて求められる内容 2:他の弁護士と値段を競り合わないこと。また、弁護を引き受けた後、次の場合は弁護を交代することができる。(1)弁護士の承諾がある場合、(2)然るべき理由がある場合、(3)先任の弁護士が弁護を断った場合、あるいは今後継続していく意思がない場合。 3:同じ職場の事務員の場合であっても、仲介料や報酬、金品あるいはその他の金銭の授受を承諾、約束しないこと。</p> <p>●受益者との関わりにおいて求められる内容 4:根拠がないにも関わらず告訴することを唆すいかなることも行わないこと。 5:被告あるいは原告の弁護士となるために、次のいかなる策も講じないこと。(1)訴訟の勝敗について当事者を困惑させるような詐欺を行うこと。(2)自己は、他の弁護士以上に知識があると誇張し自慢すること。(3)弁護以外に、知人を利用することによって訴訟を有利に進めることができると依頼人を困惑させたり、欺いたりすること。または、自己を弁護士として雇用しない場合、取返になるような手立てを講じると脅すこと。 6:依頼人の利益を損なう可能性がある次のいかなることも行わないこと。 7:訴訟相手側の相談を受けたり、相手側の事情を知った後に弁護士になったり、相手側に協力した際に得た情報を用いたりしないこと。 8:依頼人との約束以外に、弁護を引き受けた後、自己の利益になるような策を講じないこと。 9:然るべき理由がある場合を除き、依頼人の金品、財産を搾取、横領したり、返済せず、占有したり、返済を遅らせたりしないこと。 10:依頼人または法的からの許可がある場合を除き、依頼人の秘密を公開しないこと。</p> <p>●宣伝に関して求められる内容 11:自ら宣伝すること、あるいは他人をして自己の宣伝をさせる場合、次のいかなることも行ってはならない。(1)弁護士審議会あるいは関連諸機関による国民の法律に関する相談の場合を除き、雇用料金や雇用料を要求しないという内容を含む宣伝。(2)上述のよう</p>	<p>●自己に求める内容 1:医療専門職は、国家の法律を公正に尊重し、社会にふさわしい自己を維持して然るべきである。</p> <p>●職業との関わりにおいて求められる内容 2:医療専門職は、職業の威信を貶めるようないかなることも行わないこと。 3:医療専門職は、地位、民族、国籍、宗教ならびに政治思想に関係なく、誠意を持って職務を遂行すること。</p> <p>●同業者との関わりにおいて求められる内容 4:医療専門職は、互いに尊敬しあうこと。 5:医療専門職は、同業者に危害を加えたり、因縁をつけたりしないこと。 6:医療専門職は、同業者の患者を引き抜き、自己の患者としないこと。 ●同僚との関わりにおいて求められる内容 7:医療専門職は、互いに称揚し、敬意を払うこと。 8:医療専門職は、同僚に危害を加えたり、因縁をつけたりしないこと。 9:医療専門職は、同僚を支援すること。</p> <p>●受益者との関わりにおいて求められる内容 10:医療専門職は、患者の安全や浪費を脅かさないこと。 11:医療専門職は、自己の利益のために、治療を受けるように促さないこと。 12:医療専門職は、患者と謝金などの金銭の授受を行わないこと。 13:医療専門職は、患者に対して、脅迫することなく、礼儀正しく振舞うこと。 14:医療専門職は、患者に対して、自己の利益になるような詐欺を働かないこと。 15:医療専門職は、医療専門職基準を遵守し、最もよき医療専門職であること。また、不当な報酬などを求めることなく、病気に苦しむ人や身体障害者を助けることに邁進すること。 16:医療専門職は、法律に従う場合、患者の承諾がある場合を除き、患者の秘密を漏らさないこと。 17:医療専門職は、患者から助けを求められた場合、助けることができる立場にある場合、断らないこと。</p> <p>●宣伝に関して求められる内容 18:医療専門職は、自己または他人をして、自己の知識や経験を宣伝しないこと。 19:医療専門職は、自己または他人をして、他人の知識や経験を宣伝しないこと。 20:医療専門職は、前項の規定に該当しない次の場合、宣伝を行うことができる。(1)学術</p>

な然るべき場合を除き、被告あるいは原告の弁護士となるために、氏名、学位、自宅または事務所の所在地などを誇張するような内容を含む宣伝。

●法廷との関わりにおいて求められる内容

12: 然るべき理由がある場合を除き、弁護士は、刑事事件において被告の弁護を行うことを判事から依頼されても引き受けないこと。

13: 法廷を尊重・畏敬せず侮辱すること、また法廷の内外において判事を侮辱することは、法廷ならびに判事の権能を傷つける行為である。

14: 虚偽に基づく論評・書類の作成・証拠の提示または欺くための策略を施し、法廷を惑わすこと、公開前の合状または判決の漏洩につながるいかなることも行わないこと。

15: 故意に、間接または直接に、虚偽の証拠を捏造すること。依頼者に入れ知恵をし、虚偽の陳述をさせること。法廷に提出されるべき証拠を秘密にしたり、隠したり、欺いたりすること、職員に対して賄賂を約束すること、あるいは故意に職員に賄賂を渡すことは行わないこと。

●服装に関して求められる内容

16: 裁判中、弁護士は次に定める正装であること。(1) 男性の場合は、世界共通の白またはそのほかの派手ではない色のスーツを着用し、白いシャツ、黒またはその他の礼儀正しい色であること。ネクタイは、黒またはその他の礼儀正しい物で派手な色ではないこと。または、タイの伝統的な半袖もしくは長袖で、礼儀正しい色で模様がないこと。靴は、かかとつきの白あるいは茶、黒色を履き、靴下もそれとほぼ同色であること。(2) 女性の場合

雑誌や学会を通して成果を公表する場合。(2) 成果の公表が公益に寄与する場合。(3) 成果の公表が、全国民のための学術的進歩に寄与する場合。(4) 自己の利益となるような場合を除き、学術機関、協会、基金を通して功績を公表する場合。

21: 医療専門職は、機関が定める次の事項に限り公表することができる。(1) 氏名、性別、職位、等級。(2) 医師審議会あるいは諸機関の基準に沿って取得した学位、卒業証書あるいはその他の証明書またはその他の学歴を証明する書類。(3) 専門とする医療分野。(4) 勤務時間。

22: 医療専門職は、前項に加えて、自己の住所、所属機関の住所ならびに電話番号を公表することができる。

23: 医療専門職は、民間のメディアを通して、医師として宣伝したり、質問に回答したりする場合、所属する機関を宣伝しないこと。

24: 医療専門職は、医師としての自覚を持ち、民間のメディアを通して、自己の知識や能力を宣伝しないこと。

●病院との関わりにおいて求められる内容

25: 医療専門職は、自己または他人をして、次に該当するような病院の宣伝を行ってはならない。(1) 医療専門職やその他の活動の実態を誇張した宣伝。(2) 病院の活動や医療機器の効能を誇張することによって、他人の誤解を招いたり、過度の期待をもたせたりする宣伝。(3) 一般的に不適切な宣伝、あるいは倫理に反する歪んだ欲望を掻き立てるような宣伝。(4) 医療関係費用の値引きあるいはその他の特典を提供する類の宣伝。(5) 事実に対して、優秀な医療専門職を有している病院であるという類の宣伝。

26: 医療専門職は、不当な報酬や寄付の授受を行ったり、それを誘引したりしないこと。

27: 医療専門職は、院内において同僚の医師、看護師、助産婦などその他の医療に従事する者が法律に反したり、反することを許したりしないこと。

28: 医療専門職は、自己または他人をして、医療専門職審議会の規則に反するような自己の宣伝を行わないこと。

29: 医療専門職は、試薬や秘薬またはそれに類する医療機器の使用を命じたりしないこと。

30: 医療専門職は、故意に虚偽の保証書の作成など、職務の全てにおいて不誠実なことをしないこと。

●研究および人体実験との関わりにおいて求められる内容

31: 医療専門職は、人体を用いた研究・実験を行う際に必ず被験者の承諾を経ること。

32: 医療専門職は、被験者を患者と同等に扱うこと。

33: 医療専門職は、実験によって被験者が被る被害や損失に対して責任を持つこと。

34: 医療専門職は、管轄する委員会が許可した場合にのみ人体を用いた研究・実験を行うこと。

<p>は、世界共通のスカートとシャツで派手ではなく、礼儀正しい色であること。靴はかかとがついていること。(3) 弁護士は公務員の制服を着用する権利がある。(4) 裁判中は、法律協会のガウンも着用すること。</p> <p>●法規ならびに規則との関わりにおいて求められる内容</p> <p>17: 弁護士は、弁護士審議会の議長、弁護士委員会、弁護士倫理委員会の個人または団体に対する命令の全てを遵守すること。</p>	<p>35: 医療専門職は、人体を用いた研究・実験を行う際に、必ず研究倫理を遵守すること。</p> <p>●臓器移植との関わりにおいて求められる内容</p> <p>36～39(計4項目)</p> <p>●幹細胞移植との関わりにおいて求められる内容</p> <p>40～46(計7項目)</p> <p>●健康補助製品との関わりにおいて求められる内容</p> <p>47: 医療専門職は、相談、講演、講義などの謝金を除き、企業からいかなる場合も金銭を受け取らないこと。</p> <p>48: 医療専門職は、学術の進歩、患者の治療、病院に有益な物を除き、3000 パーツ以上の品物を受け取らないこと。</p> <p>49: 医療専門職は、国内外における見学、講義に関して企業から助成金を受け取る場合、交通費、参加費、講演謝金、食費、宿泊費以外は受け取らないこと。</p> <p>50: 医療専門職は、全国民に対して企業の製品についていかなる宣伝も行わないこと。また、その宣伝から生じる利益を受け取らないこと。</p> <p>51: 医療専門職は、全国民に対して、口頭あるいは文書によって、当該製品の開発に携わったことを伝えること。</p> <p>52: 医療系の教育機関に従事する医療専門職に関しても本章の規則に違反あるいは抵触することのないようにすること。</p>
--	--

出典) 各倫理規程を筆者訳出。

第5に、受益者との関わりにおいて求められる内容については、3規程に共通して、受益者と不当な金銭の授受を行わないことが求められている。一方、異なる点として、弁護士および医療専門職は、受益者の秘密を守ることが求められているのに対して、教育専門職には、守秘義務の規定は盛り込まれていない。さらに、医療専門職は、よき医療専門職であることが求められているのに対して、教育専門職は、児童・生徒および教育の受益者を愛し、慈しみ、親身に協力し、支援し、励ますこと、品行の手本であることが求められている。

まず、金銭の授受の禁止、守秘義務に関しては、弁護士や医療専門職は、不当な金銭の授受に加えて、前述の社会的評価と関連して、受益者に不利益が生じる可能性のある個人情報の保護に関しても自覚的であることがわかる。一方、教育専門職は、受益者との金銭の授受の禁止には1項目が当てられているが、守秘義務に関する項目はないことから弁護士や医療専門職に比べると要求水準が低いことがわかる。

次に、教育専門職は、受益者の学習を親身に支援す

ることが2項目にわたって盛り込まれている。これは、3者ともに提供したサービスの対価として正当な金銭による報酬を受け取ることは当然とはいえ、教育専門職の報酬には、正当な金銭による報酬に加えて、「心的報酬 (psychic rewards)<sup>26)</sup>」が大きいことを示している。確かに、弁護士や医療専門職にも「心的報酬」があると考えられることができるが、教育専門職には、「心的報酬」に関わる事柄が明記されており、いっそう重視されている。

さらに、医療専門職は、単によき医療専門職であることが求められているのに対して、教育専門職は、品行の手本であり、心身、言葉遣いが良いことが求められていることは、教員は、よき教員であるのみならず、より広く模範的な人間であることが求められているのである。

第6に、社会との関わりにおいて求められる内容に関しては、弁護士、医療専門職には該当する項目がないが、教育専門職は、伝統文化や環境、公益の保護、発展においてリーダーシップを発揮することが求められている。つまり、教育専門職は、学校内にとどまる

ことなく、広く地域社会において活躍することが求められているのである。

## おわりに

以上の分析から、タイにおける教育専門職に求められる倫理の特質として、次の2点を指摘することができる。

第1に、タイの教育専門職は、伝統的な専門職に比べると相対的に、自律性、専門性が低いとはいえ、より広い領域や社会的・人間的関係における倫理に関する具体的な規定が盛り込まれている。つまり、当該専門職に直結する倫理の「深さ」より、「広さ」という点において、弁護士や医師といった伝統的専門職に比べて、ある意味で実現がより困難な要求が課されていること。

第2に、先に述べた「広さ」の具体的な内容に関わる特色として、日常的な言動も含め無限定な社会空間において品行の手本となる模範的人間となり、地域社会における伝統文化の率先的な継承者であることが求められていることである。ここで言うタイにおける模範的人間とは、日本語の「品行の良き手本」という言葉のニュアンスに加えて、古来、王様に仕える貴族の振る舞いという語感を含んでいる<sup>27)</sup>。また、弁護士や国立病院の医師を除く大部分の医師と比べれば、教員は「国家公務員(kharachagkan)」すなわち「王事を行う下僕<sup>28)</sup>」としての身分を有している。つまり、教員は、王様の僕としての振る舞いを求められているのである。さらに、地域社会において率先して活動することが求められていることを併せて、教員は、国民統合推進の重要な役割を担わされているのである。つまり、本稿から導かれる結論は、近年の教員の専門職化には、知識・技術の向上といった当該職種の本質に直接関わる事柄に加えて、国民統合の推進者としての役割が通奏低音として流れていることを示しているのである。

## 【注】

- 1) 教育改革に加えて、例えば、政治改革、選挙制度改革、司法制度改革などがある。作本直行、今泉慎也編『アジアの民主化過程と法－フィリピン・タイ・インドネシアの比較－』日本貿易振興会アジア経済研究所、2003年。
- 2) Kaewdeng, Rung, *Rathathanunakapkansueksa khong chati*, Samnakngan khanakamakan kanseksa haeng chati, 2543, p.3. (ゲオデー、ルン『タイ王国憲法と教育』国家教育委員会事務局、2000年)
- 3) Rathathanunhaengrachanachakthai Pho.So.

2540. (『仏暦2540年タイ王国憲法』タイ経済パブリッシング、1997年)

- 4) Samnakngankhanakamakankanseksahaengchat, *Phraracyabanyat Kaansuksaa-haengchaat, Pho. So. 2542 lae Thii Kaekhan Permterm (Chababthii 2)* Pho. So. 2545, Phrik Waan Graphic LTD.: Bangkok, 2002. (国家教育委員会事務局『仏暦2542(1999)年国家教育法および仏暦2545(2002)年改定補遺(第2版)』)の第47条を参照。また同法は日本語に翻訳されており、同法(第1版)は、平田利文、森下稔『タイ仏暦2542年(西暦1999年)国家教育法』ヨシダ印刷、2000年。村田翼夫、渋谷恵、カンピラパーブ・スネート、鈴木康郎、鎌田亮一共訳「タイにおける『仏暦2542(1999)年国家教育法』(全訳)」『比較・国際教育』第8号、93-106頁。また同法(第2版)は、平田利文『日本・タイ両国における「市民性」の育成に関する実証的比較研究』平成14-16年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(1))、大分大学教育福祉科学部、2004年、67-90頁を参照。
- 5) 「国教法」は、教育の目的と原則(第1章)、教育の権利と義務(第2章)、教育制度(第3章)、国の教育方針(第4章)、教育の管理・運営(第5章)、教育基準と教育の質の保証(第6章)、教員・大学教員・教育職員(第7章)、教育資源と教育投資(第8章)、教育テクノロジー(第9章)の全9章から構成される。
- 6) タイにおける国民統合のための学校教育については、野津隆志『国民の形成－タイ東北小学校における国民文化形成のエスノグラフィー－』明石書店、2005年に詳しい。
- 7) 基礎教育カリキュラムに関しては、鈴木康郎、森下稔、カンピラパーブ・スネート「タイにおける基礎教育改革の理念とその展開」『比較教育学研究』、第30号、2004年、148-167頁に詳しい。
- 8) 「教育の質の保証制度」に関しては、森下稔「タイにおける教育の質の評価・保証制度の導入－「教育水準・質の保証評価事務局」の設置－」『九州教育学会研究紀要』第30巻、2002年、251-258頁。森下稔「タイにおける高等教育改革戦略－質の保証制度の導入を中心に－」『東京商船大学研究報告(人文科学)』第54号、2003年、79-98頁。拙稿「タイ初等教育における外部評価制度の影響」『比較教育学研究』第31号、2005年、177-192頁を参照されたい。
- 9) 教員の質的向上に関しては、後述する「教員・教育職員審議会法(2003年版)」に加え、2004年には、教員の人事全般について規定した「仏暦2547(西暦2004)年教育公務員・教育職員人事院法」と併せて、



- 教育専門職の新しい俸給について定めた法規や職位手当についての法規が制定された。
- 10) Samnakkankhathikankhurusapha, *Phrarach-banyat saphakhrulaebukharanthankansueksa Pho. So. 2546*, Rongphimkhurusaphalatphraw, 2547. (Secretariat Office of the Teachers Council of Thailand, Teachers and Educational Personnel Act B. E. 2546, 2004.)
- 11) 堀内孜「4 タイの教員養成」日本教育大学協会編『世界の教員養成—アジア編—』学文社, 2005年, 97頁。
- 12) Khobangkaphkurusapha waduai matrathan wichachip lae chanyaban khong wichachip Pho. So. 2548, Rachkichanubeksa, lem 122, tonphiset 76 ng, pp.39-46. (『官報』第122巻, 76号) なお, 本稿では, code of ethics を倫理規程と訳出しているが, これは後述するように, 国による制定法規という性格が強いことによる。
- 13) 河上氏によれば, 専門職としての教員が高い倫理を有するべきであるという議論は, 無数に存在する教員の専門職化に関する研究に共通して見出されるという。河上婦志子「第八章 外国の『教師=専門職論』」市川昭午編『教師=専門職論の再検討』, 教育研究開発所, 1986年, 223-224頁。
- 14) 教員関係法規において, 教育公務員とは国立の教育機関において職務に従事する教員のみを指し, 教育専門職とは, 国立, 私立の教育機関において職務に従事する教員を指す。本稿の対象である初等中等教員とは, 国立の教育機関において職務に従事する教育公務員を指し, 教育専門職の範疇に属するものである。
- 15) Khobangkapsaphathanaikhwamwaduaimarayat thanaykhwam Pho. So. 2529. タイ弁護士審議会ホームページ [http://www.lawyerscouncil.or.th/depart3/myad\\_pl.html](http://www.lawyerscouncil.or.th/depart3/myad_pl.html) を訳出。(2006年7月6日アクセス)
- 16) Khobangkappaetyasapha waduai kanraksa chariyatham wichachip wetkam Pho. So. 2545. タイ医師審議会ホームページ [http://www.tmc.or.th/service\\_law02.php](http://www.tmc.or.th/service_law02.php) を訳出。(2006年7月6日アクセス)
- 17) 橋本鉦市「第五章 医師の『量』と『質』をめぐる政治過程—近代日本における医師の専門職化—」望田幸男, 田村栄子編『身体と医療の教育社会史』, 昭和堂, 2003年, 112頁。
- 18) マクレランド, チャールズ E. (望田幸男監訳)『近代ドイツの専門職—官吏・弁護士・医師・聖職者・教師・技術者—』見洋書房, 1993年, 35頁。吉岡真佐樹「第3章 中等教員の資格制度と機能」望田幸男編『近代ドイツ = 「資格社会」の制度と機能』名古屋大学出版会, 1995年, 105-106頁。
- 19) マクレランド前掲書。
- 20) 弁護士審議会ならびに医師審議会の設置法は, 注14, 15のホームページに掲載されているものを訳出した。
- 21) 審議会という訳語は, Sapha (council) を訳出したものである。日本の審議会と同様に, 管轄省への答申を行うため審議会と訳出した。ただし, 法規を制定することができる点において, 日本の審議会とは異なっている。
- 22) 教員審議会の前身の組織 (withiyathansathan/samakyachansomonsathan/samakyachansamakhom) に関しては, Samnakkankhathikankhurusapha, *Khroprop 50pi kansathapnasamnaknganlekhatikan khurusapha*, Rongphimkhurusaphalatphraw, 2538, pp.44-49. (教員審議会『クルサパー 50年史』教員審議会印刷局, 1995年) に詳しい。
- 23) 安井氏によれば, 「社会の人達の評価が, 職業倫理の作り手」であるという。安井健二「教育専門職にける職業倫理の構造」『東京教育大学教育学部紀要』23号, 1977年, 47頁。
- 24) 表2は, 教育専門職の区分にそって, 弁護士と医療専門職を分類したものである。弁護士は, 宣伝に関すること, 法廷との関わり, 服装に関すること, 法規に関すること, 医療専門職は, 宣伝に関すること, 病院との関わりに加えて, 臓器移植や幹細胞移植に関すること, 健康補助製品企業との関わりなどの実務に直接関わる事柄が盛り込まれている。
- 25) 安井健二「教職における倫理綱領の特性およびその研究の意義」『東京教育大学教育学研究収録』1973年, 108頁。
- 26) 今津氏によれば, ローティは, 教員の報酬を, 「外的報酬」, 「心的報酬」, 「付帯的報酬」に分類し, 教員は, 「心的報酬」を重視することを調査によって解明したとされる。今津孝次郎『変動社会の教師教育』名古屋大学出版会, 1996年, 56-57頁。
- 27) 渋谷恵「タイの初等教育における礼儀作法の教育—1990年改訂カリキュラム・教科書の分析を中心に—」『比較・国際教育』第7号, 1999年, 29頁。
- 28) 村嶋英治「タイの官僚制—競争試験制度を中心として—」岩崎育夫, 萩原宜之編『ASEAN 諸国の官僚制』アジア経済研究所, 1996年, 163頁。
- \*本稿は, 日本学術振興会特別研究員 DC2 (平成18年度) 研究課題「タイ初等中等教員の質的向上施策に関する研究」の成果の一部である。併せて, 平成18年度科学研究費補助金 (特別研究員奨励費) の交付を受けた。  
(主任指導教員 大塚 豊)